

令和5年度長野県町村会並びに関係団体行事予定表

団体名 月	長野県町村会	長野県市町村総合事務組合	長野県市町村職員互助会
4	役員会(7日・金) 災害共済等新規担当者事務説明会〔Web〕(18日・火) 公有インターネット契約事務説明会〔Web〕(18日・火) 政務調査会合同部会(第1回)(25日・火) 地区別町村長会議(25日・火) 総務課長会議〔Web〕(26日・水)	災害共済等新規担当者事務説明会〔Web〕(18日・火) 総務課長会議〔Web〕(26日・水)	
	法律相談〔松本〕(10日・月) 法律相談〔長野〕(25日・火)		メンタルヘルス相談会〔塩尻〕(21日・金)
5	役員会〔現地〕(9日・火～10日・水) 収穫祭めぐり担当者会議〔Web〕(12日・金) 臨時総会(19日・金) 役員会(19日・金) 県と市町村との協議の場(25日・木)		
	法律相談〔松本〕(10日・水) 法律相談〔長野〕(25日・木)		メンタルヘルス相談会〔佐久〕(16日・火)
6	事務担当者会議〔中信〕(13日・火) 決算審査(22日・木) 副町村長会議(23日・金)	事務担当者会議〔中信〕(13日・火) 決算審査(22日・木)	事務担当者会議〔中信〕(13日・火) 決算審査(22日・木)
	法律相談〔松本〕(9日・金) 法律相談〔長野〕(23日・金)		
7	総務文教部会幹事会〔中信〕(4日・火) 社会環境部会幹事会〔中信〕(4日・火) 産業経済部会幹事会〔中信〕(5日・水) 建設部会幹事会〔中信〕(5日・水) 役員会(7日・金) 総務文教部会(第2回)〔現地〕(25日・火～26日・水)	定例議会(7日・金)	評議員会(18日・火) 理事会(31日・月)
	法律相談〔松本〕(10日・月) 法律相談〔長野〕(25日・火)		
8	社会環境部会(第2回)〔現地〕(1日・火～2日・水) 産業経済部会(第2回)〔現地〕(8日・火～9日・水) 建設部会(第2回)〔現地〕(22日・火～23日・水)		
	法律相談〔松本〕(10日・木) 法律相談〔長野〕(25日・金)		メンタルヘルス相談会〔中野〕(22日・火)
9	役員会(5日・火) 役員会〔先進地〕(9月27日・水～29日・金)	公平委員会定例会(20日・水)	
	法律相談〔松本〕(8日・金) 法律相談〔長野〕(25日・月)		メンタルヘルス相談会〔飯田〕(29日・金)

※〔 〕内に開催場所の記載のないものは長野市で開催  
 ※〔Web〕はオンライン開催

団体名 月	長野県町村会	長野県市町村総合事務組合	長野県市町村職員互助会
10	災害共済事業加入推進会議〔中信〕(11日・水) 災害共済事業加入推進会議〔長野〕(12日・木) 災害共済事業加入推進会議〔南信〕(13日・金) 第37回定期総会・情報交換会(16日・月) 役員所属町村総務課長会議(27日・金) 社会環境部会(第3回)(30日・月) 総務文教部会(第3回)(30日・月) 建設部会(第3回)(31日・火) 産業経済部会(第3回)(31日・火) 県と市町村との協議の場(24日・火)		
	法律相談〔松本〕(10日・火) 法律相談〔長野〕(25日・水)		メンタルヘルス相談会〔佐久〕(17日・火)
11	役員会(10日・金) 県への要望運動(10日・金) 全国町村長大会〔東京〕(15日・水) 国への要望運動〔東京〕(21日・火～22日・水)		
	法律相談〔松本〕(10日・金) 法律相談〔長野〕(24日・金)		メンタルヘルス相談会〔伊那〕(24日・金)
12	役員会(11日・月) 中間監査(11日・月)	中間監査(11日・月)	
	法律相談〔松本〕(8日・金) 法律相談〔長野〕(25日・月)		メンタルヘルス相談会〔松本〕(19日・火)
1	町村長会議〔東京〕(11日・木～12日・金) 正副会長会議〔東京〕(26日・金) 町村事務研究会(総務文教部会)(31日・水) 町村事務研究会(社会環境部会)(31日・水)	退職手当事務説明会〔Web〕(23日・火)	
	法律相談〔松本〕(10日・水) 法律相談〔長野〕(25日・木)		メンタルヘルス相談会〔諏訪〕(26日・金)
2	町村事務研究会(産業経済部会)(1日・木) 町村事務研究会(建設部会)(1日・木) 役員会(5日・月) 収穫祭めぐり担当者会議〔Web〕(9日・金) 第38回定期総会(15日・木)	定例議会(5日・月)	評議員会〔松本〕(16日・金) 理事会(28日・水)
	法律相談〔松本〕(9日・金) 法律相談〔長野〕(22日・木)		メンタルヘルス相談会〔長野〕(13日・火)
3			
	法律相談〔松本〕(8日・金) 法律相談〔長野〕(25日・月)		メンタルヘルス相談会〔飯田〕(22日・金)

※〔 〕内に開催場所の記載のないものは長野市で開催  
 ※役員対象行事：役員会・監査・要望運動・協議の場・定例議会・理事会、1/26は正副会長のみ  
 ※町村長対象行事：総会・部会・町村長会議  
 ※上記以外は副町村長・町村担当課長・職員対象の行事